

広島県情報公開・個人情報保護審査会（諮問（情）第231号）

第1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が本件異議申立ての対象となった行政文書について不存在であることを理由に不開示とした決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

1 開示の請求

異議申立人は、平成18年11月5日、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、消防学校教諭の「〇〇」容疑者（以下「本件職員」という。）の使用する〇〇「〇〇」（以下「本件車両」という。）が、平成15年12月16日に県庁外来者駐車場（以下「駐車場」という。）を勤務時間外にわたって目的外利用した事実を踏まえ、実施機関が本件職員に対して行った注意などの処分を記録した文書の全て（以下「本件請求文書1」という。）及び平成15年12月1日から同月31日までの駐車場管理日誌（以下「本件請求文書2」といい、本件請求文書1及び本件請求文書2を「本件請求文書」と総称する。）の開示の請求（以下「本件請求」という。）をした。

なお、本件請求の開示請求書には、本件車両が平成15年12月16日に駐車場に駐車後、翌日に出庫した跡を明示したと称する写真（区画番号21が撮影されているもの）が添付されていた。

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、本件請求文書1は作成又は取得していないため、また、本件請求文書2は保存年限満了により廃棄したため、不存在を理由とする行政文書不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成18年11月21日付けで異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、平成18年12月3日、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、本件請求文書を開示するよう求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件処分は、平成11年と平成12年の二回にわたって停職などの懲戒処分を受けたことのある本件職員が、平成15年12月16日に駐車場を目的外利用した事実が

あったことを異議申立人から指摘されたにもかかわらず、本件請求文書1は「作成又は取得していない」という理由に仮装して不開示としたものであることから、適正な開示決定等を速やかに実施するよう要求する。

- (2) 本件職員は、本件車両を、翌日の早朝までの間という極めて不自然な時間帯にわたって駐車場の区画番号 21 番に駐車していたものであり、当該行為に対して注意などの処分を行った記録がないとする実施機関の態度は、身内には極めて甘いという体質が顕著に示されたものとしか考えられない。
- (3) 理由説明書によれば、「総務企画部管理総室総務室（以下「総務室」という。）の日常業務において、県民等からの電話等による問合せや苦情等は頻繁にある。これらの苦情等について、即時の対応及び判断が求められることも多く、これらへの具体の対応については、口頭決裁等により直ちに決定しているところであり、総務室の担当者が室長等の文書決裁を受けたり、又は対応状況についての記録を逐一行うようなことはしていない。」「また、今回総務室が本件職員に対して行った注意とは、夜遅くまで駐車をしていたことについて、外部からみると駐車場の目的外利用という誤解を受けやすいので、十分気を付けるようにとの趣旨で行ったものであり、人事上の処分や行政処分を前提に行ったものでもなく、単に昨今の社会情勢の中で求められている、公務員としての自覚を促す意味で行ったものに過ぎないため、特にこの注意を行うに当たって、文書を作成するようなことはしていない。」と明記されている。
- (4) しかし、〇〇総務室長によれば、平成 15 年 12 月 16 日の夜間に区画番号 21 番へ駐車していた職員の自家用車が、翌日の早朝時点で降っていた雨がやんだ後で、かつ、駐車場の鍵が開いた後に出庫した事実を踏まえた上で、駐車場に駐車していた本件車両は、消防学校に勤務する職員の自動車であることを認め、当日の夜間駐車について嚴重に注意した旨の口頭説明があった。
- (5) 本件処分は、県職員が自家用車を駐車していた事実を日常的なものとして著しく軽視し、内部規程（「単に昨今の社会情勢の中で求められている、公務員としての自覚を促す意味で行ったものに過ぎない」という甘い判断を含む。）に基づく机上の論理と総務室長として保身を図る意図をもって、さらには、ことさらに「口頭決裁等により直ちに決定している」と勤勉ぶりを装う（本件の注意は、「直ちに決定すべき即時の対応及び判断が求められるものではない。」）ことで、異議申立人からの指摘（二回にわたる証拠写真の提出を含む。）を踏まえて、職員を嚴重に注意した記録が存在しないかのごとく詭弁を弄したものと思料され、実施機関が開示請求の対象とされた文書を隠匿するという不当な処分を強行したものである。
- (6) 県職員による駐車場の不正使用（公的財産の私的利用に起因する経済的利益の供与）の事実を隠匿する目的か、あるいは、総務室を擁護するためか、いずれにせよ、意図的に記録がないと仮装した本件処分に対して抗議するとともに、当然にあるべき真実の記録（駐車場の正規の利用時間外にわたって無断利用したことに伴う社会通念上の利用料金を徴収した、又は免除した理由が明記されている注意の記録を含む。）を速やかに開示するよう要求する。
- (7) なお、理由説明書の中で、駐車整理票の記載項目について説明されているが、正

しくは、①利用者名（様式変更前は「運転者氏名」）、②連絡先の電話番号（様式変更前は「勤務先」の記載項目もあった。）、③用件先、④自動車登録番号、⑤入庁時刻及び⑥退庁予定時刻である。勤務先名を「広島県消防学校」と記載した車両が、正規の利用時間内における目的外利用を含め、当日の夜間から早朝にかけて駐車していた事実を闇に葬り去るために、本件当時の駐車整理票の記載項目であった「勤務先」を明記せず、現行の新様式のみを引用し、単なる「連絡先の電話番号」であるかのごとく意図的に偽装するという卑劣な行政手法を執った総務室長に対して、嚴重に抗議する。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、理由説明書で説明する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件請求文書1について

本件請求では、本件職員が特定日の夜間に駐車場を利用していたこと（以下「本件駐車」という。）を異議申立人が総務室に指摘したことに関連し、本件職員に対して行った注意についての記録文書の開示を求めている。

経緯としては、特定日の夜間に駐車場を利用している本件車両について、異議申立人から、駐車場を所掌している総務室に指摘があり、総務室で確認したところ、本件職員の車両であることが判明したため、本件職員が所属する部を通じて総務室が口頭で注意を行ったものである。

この注意に関する文書が存在しないことについてであるが、まず、駐車場の利用について一般的に作成される文書としては、駐車整理票と駐車場等管理日誌しか存在しない。

このうち駐車整理票は、駐車場を利用しようとする際に、実施機関が駐車場等の管理を委託している民間事業者（以下「受託業者」という。）の警備員から駐車場利用者に手渡され、①利用者名、②連絡先の電話番号、③用件先等の各項目を記入するものであり、駐車場を利用した特定の個人に対して実施機関が行った注意等の処分を記録するものではない。

また、駐車場の業務に関して駐車場等管理日誌を毎日作成しているが、記載項目は、①駐車場の管理に当たった職員の氏名、②駐車場管理時間、③1日の駐車台数、④引継時駐車台数、⑤駐車場利用者等から生じた苦情及び駐車場利用者に与えた損害の内容等であり、そもそも受託業者が作成する文書であることから、実施機関が特定の個人に対して行った注意等が記録されるものではない。

次に、これらの文書以外に、本件職員に対して行った注意を記録した文書を作成しなかったことについてであるが、総務室の日常業務において、県民等からの電話等による問合せや苦情等は頻繁にある。これらの苦情等について、即時の対応及び判断が求められることも多く、これらへの具体の対応については、口頭決裁等により直ちに決定しているところであり、総務室の担当者が室長等の文書決裁を受けたり、又は対応状況についての記録を逐一行うようなことをしていない。

なお、対応の決定を前に、担当者が状況のメモなどを行うことはあり得るが、こ

これは単なる状況のメモに過ぎず、対応終了後に保管を行う必要性はないため、これらのメモの保管は行っていない。

また、今回総務室が本件職員に対して行った注意とは、夜遅くまで駐車をしていたことについて、外部からみると駐車場の目的外利用という誤解を受けやすいので、十分気を付けるようにとの趣旨で行ったものであり、人事上の処分や行政処分を前提に行ったものでもなく、単に昨今の社会情勢の中で求められている、公務員としての自覚を促す意味で行ったものに過ぎないため、特にこの注意を行うに当たって、文書を作成するようなことはしていない。

よって、本件請求文書1は不存在である。

(2) 本件請求文書2について

駐車場等管理日誌は、「広島県庁外来者駐車場及び駐輪場管理業務委託契約書」において、受託業者から県に毎日委託事業実施後に提出を求められているものであり、実際に駐車場等の管理に当たった受託業者の職員が、①駐車場の管理に当たった職員の氏名、②駐車場管理時間、③1日の駐車台数、④引継時の駐車台数、⑤駐車場利用者等から生じた苦情及び駐車場利用者に与えた損害の内容等について記入することとなっている。

この駐車場等管理日誌は、県が一定期間保管することにより、受託業者が行う駐車場管理の状況把握につながるとともに、以後の駐車場管理に当たって参考資料となり得るものである。

しかし、本件請求文書2については、本件請求時には既に廃棄が済んでおり、不存在である。

以上のことから、本件請求文書は存在しないため不開示とした本件処分は妥当である。

第5 審査会の判断

1 本件請求文書1について

(1) 本件駐車に関する注意について

実施機関によれば、本件駐車に関して実施機関が本件職員に対して行った注意は、上記第4(1)のとおり、異議申立人からの指摘を受けて本件駐車を確認し、本件職員が所属する部を通じて、夜遅くまで駐車をしていたことについて、外部からみると駐車場の目的外利用という誤解を受けやすいので十分気を付けるようにとの趣旨から口頭で行ったものであり、人事上の処分や行政処分を前提に行ったものでもないため、文書を作成していないということであった。

この説明は、駐車場の管理を所掌する総務室によるものであったことから、当審査会において、本件職員が所属していた部の幹事課（平成15年当時の環境生活総務室の業務を引き継いでいる部署）に確認したところ、総務室からの注意を受けて本件職員に注意した記録は残っていないということであった。

なお、異議申立人は上記第3の2(6)のとおり、「当然にあるべき真実の記録（駐車場の正規の利用時間外にわたって無断利用したことに伴う社会通念上の利用料金を徴収した、又は免除した理由が明記されている注意の記録を含む。）」の開示

を求めており、本件職員への注意の内容又は注意の結果として本件駐車場の対価の徴収等が検討されているはずである、という趣旨と考えられるため、本件職員への注意に関連して、本件職員から駐車場の利用料金等を徴収する又は免除することについて検討したかどうか実施機関へ確認したところ、利用料金等の徴収等を検討した事実はないということであった。

(2) 本件処分の妥当性について

実施機関は、本件駐車に関し本件職員に対して行った注意の趣旨からすると、本件駐車が異議申立人の主張する「目的外利用」であるとは認識していなかったものと考えられる。そうすると、本件職員に対する注意が口頭により行われており、また、本件駐車場の対価の徴収等について検討していないのだから、本件職員に対する注意に関し、実施機関において特段の文書が作成されなかったとしても不自然ではない。

また、駐車場への駐車に当たって作成され得る文書としては、実施機関の説明どおり、実施機関と受託業者との契約に基づき作成される駐車整理票及び駐車場等管理日誌が考えられるが、いずれも受託業者が作成することとされているものであって、特定の個人に対する注意が実施機関によって記載されることはない。

よって、本件請求文書1について不存在とした本件処分は妥当である。

2 本件請求文書2について

実施機関は、本件請求文書2は保存年限満了により廃棄済みであると説明しているが、具体的には、保存年限は1年で、争訟等の対象等にもなっていないことから、平成17年度に廃棄されたと考えられるということであった。

実施機関における文書の保存年限の基準を定める広島県文書等管理規則（平成13年広島県規則第31号）別表によれば、本件請求文書2が作成された当時、1年の保存年限とすべき文書等の類型として、「1 軽易な照会、回答、報告、通知等に関するもの」及び「2 その他1年保存の必要があると認めるもの」が掲げられており、実施機関が上記第4（2）で説明する駐車場等管理日誌の内容及び性質からすると、本件請求文書2の保存年限が1年とされたことが特段不合理であるとはいえず、同規則第7条第4項で、「文書等の保存年限は、当該事案の処理が完了した日の属する会計年度の翌会計年度の四月一日から起算するものとする。」と規定されていることから、平成16年度末で保存年限が満了し、平成17年度には廃棄されたものと認められる。

また、同規則別表備考では、「監査、検査、請求、争訟等の対象となっているものについては、この表に定める保存年限を超えて、その必要とされる期間保存するものとする。」と規定されているが、本件請求文書2が争訟等の対象となっていないからということであれば、実施機関において保存年限を超えて保存しておく必要性も認められない。

よって、本件請求文書2について不存在とした本件処分は妥当である。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人はその他種々主張するが、いずれも上記判断を左右するものではない。

4 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
18. 12. 26	・ 諮問を受けた。
19. 1. 5	・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
19. 6. 25	・ 実施機関から理由説明書を収受した。
19. 7. 3	・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。
19. 9. 11	・ 異議申立人から意見書を収受した。
29. 9. 8 (平成 29 年度第 6 回第 2 部会)	・ 諮問の審議を行った。
29. 10. 20 (平成 29 年度第 7 回第 2 部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（50音順）

【第2部会】

兒 玉 浩 生	弁護士
日 山 恵 美	広島大学大学院教授
山 田 健 吾 （ 部 会 長 ）	広島修道大学教授